

現場代理人兼務のイメージ

■改正前

	1件目の工事	2件目の工事	3件目の工事	備考
事例1	加須市の発注工事 (3,500万円未満)	加須市の発注工事 (3,500万円未満)	加須市の発注工事 (3,500万円未満)	3,500万円未満の市の発注工事 の兼務は2件まで可
事例2	加須市の発注工事 (3,500万円未満)	加須市の発注工事 (3,500万円以上)		3,500万円以上の市の発注工事 の兼務は不可
事例3	加須市の発注工事 (3,500万円未満)	国・地方公共団体の発注工事		市以外の発注工事との兼務は 不可
事例4	国・地方公共団体の発注工事	加須市の発注工事 (3,500万円未満)		市以外の発注工事との兼務は 不可

■改正後

	1件目の工事	2件目の工事	3件目の工事	備考
事例1	加須市の発注工事 (4,000万円未満)	加須市の発注工事 (4,000万円未満)	加須市の発注工事 (4,000万円未満)	4,000万円未満の市の発注工事 の兼務は3件まで可
事例2	加須市の発注工事 (4,000万円未満)	加須市の発注工事 (4,000万円以上)		4,000万円以上の市の発注工事 の兼務は不可
事例3	加須市の発注工事 (4,000万円未満)	国・地方公共団体 (発注者の承諾が必要)		市以外の発注工事との兼務は 2件まで可
事例4	国・地方公共団体の発注工事 (発注者の承諾が必要)	加須市の発注工事 (4,000万円未満)		市以外の発注工事との兼務は 2件まで可

※ 3,500万円⇒4,000万円の変更は、建設業法施行令の改正（R5.1.1施行）による主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限にあわせたもの